

**令和 8 (2026) 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金受付等業務
企画提案仕様書**

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る受付等業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和 8 (2026) 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金受付等業務（以下「委託業務」という。）

2 業務の目的

本県を訪れる海外からの旅行商品の造成・販売に係る経費の一部を補助することにより、外国人旅行者の来県促進及び県内消費拡大を図ることを目的として実施する栃木県訪日旅行商品造成支援補助金（詳細は別紙のとおり。以下「補助金」という。）の受付等を円滑に行う。

3 予定契約期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務内容

(1) 補助金事務局の設置及び運営

補助金の受付、相談等に対応するための窓口として補助金事務局（以下「事務局」という。）を開設し、人員を適切に配置した上で運営すること。

また、問合せ対応体制について提案すること。

(2) 関係資料の作成・翻訳

ア 補助事業周知用チラシの作成（日本語）

チラシのイメージについて提案すること。

イ アの多言語翻訳（英語、繁体字、簡体字、タイ語は必須）

ウ 補助金交付申請・受給マニュアルの作成

(3) 補助事業の周知及び情報発信

チラシやマニュアル等を活用し、対象となる旅行会社等に対して補助事業の周知を広く行うこと。

また、それ以外の効果的な事業の周知方法について提案すること。

(4) 各種申込書等の受付、審査

ア 「栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領」に基づき、旅行会社から提出される以下の書類について受付、審査を行うこと。

(ア) 補助金交付申請書及び添付書類

(イ) 補助金交付申請取下届出書

(ウ) 補助事業変更承認申請書

- (エ) 補助事業中止（廃止）承認申請書
 - (オ) 補助事業遅延等報告書及び添付書類
 - (カ) 補助事業遂行状況報告書
 - (キ) 補助事業実績報告書及び添付書類
 - (ク) 交付請求書及び添付書類
- イ 補正が必要な申請書類等については、申請者と連絡をとり、補正を行わせること。
- ウ 必要書類等の未提出者に対し、メール・電話等の手段により、督促を行うこと。
- エ 必要書類等を審査する上で、必要に応じて事実確認を行うこと。
- オ 不正利用の防止措置について提案すること。

(5) 書類等の送付

ア 県への送付

申請者等から受理した書類やデータ、事務局の審査結果（任意様式）及び別途県が指定する書類やデータについて、必要となりまとめを行った上で遅滞なく県に送付すること。

イ 申請者等への送付

県が指定する書類やデータについて、遅滞なく申請者等に送付すること。

(6) 補助事業に関する相談・疑義照会対応等

当該補助事業に関する相談・疑義照会について、必要に応じ県と調整のうえ、対応すること。

申請者に対し、交付の要件を満たすための行程作成の助言や代替施設の提案など、採択に向けた積極的な支援を行うこと。

申請者等の求めに応じ、申請書等の書類やデータを配付すること。

(7) 報告業務

ア 状況報告

業務遂行状況等を月ごとに集計し、翌月の14日までに報告する（3月については3月31日まで）とともに、県の求めに応じて報告すること。

イ 業務完了報告

本事業完了後速やかに、実績報告書を提出して検査を受けること。

ウ 提出する成果物及び提出先

(ア) 実績報告書 紙媒体1部、電子データ1式（HDD 又は USB）

(イ) 提出先 産業労働観光部観光交流課

(8) その他

上記(1)～(7)以外で独自に提案できる事項がある場合は、その内容を提案すること。

5 委託費の内訳・支出方法

(1) 内訳

- ア 補助金申請受付・審査等業務経費
人件費、旅費

イ プロモーション業務経費

補助事業周知用チラシ等関係資料作成費、広報宣伝費

ウ 事務経費

使用料・賃借料、通信運搬費、消耗品費、手数料等

エ その他委託事業の実施に必要であると県が認めた経費

(2) 支出方法

精算払とする。

6 業務の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、「栃木県訪日旅行商品造成支援事業実施要綱」及び「栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領」を熟読し、事業内容を十分に理解するとともに、県と密に連絡調整を行いながら、円滑に業務を実施すること。
- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。業務委託の契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。
- (3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 必要となる事務所・車両・機器・器具類（消耗品を除く。）の調達については、原則としてリースやレンタルで対応すること。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。また、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、両者協議により決定すること。

栃木県訪日旅行商品造成支援補助金概要

1 目的

本県を訪れる海外からの旅行商品の造成・販売に係る経費の一部を補助することにより、外国人旅行者の来県促進及び県内消費拡大を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 補助対象者

日本国内に営業所を置く訪日外国人旅行を催行する旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行会社」という。）

(2) 補助要件

本県を訪れる海外からの旅行商品（以下「本県ツアー」とする。）で、下記(2)アの共通要件及びイの基本補助またはウのゴルフ補助の条件を全て満たすこと。なお、1 ツアーにおける基本補助及びゴルフ補助の併用は不可とする。

ア 共通要件

- (ア) 2 (3) の対象期間最終日までに本県ツアーを完了すること。
- (イ) 栃木県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (ウ) 日本国内の行政機関等の委託により催行する本県ツアーでないこと。
- (エ) 申請する本県ツアーについて、他の旅行会社が当該ツアーへの申請を行っていないこと。
- (オ) 申請者が企画実施又は各施設の手配及び精算を行うこと。

イ 基本補助要件

- (ア) 県内5エリア（日光・那須・県央・県東・県南）のうち、2エリア以上の有料観光施設（ゴルフ場を含む。）を利用すること。なお、有料観光施設は宿泊施設と別の施設を利用することとし、1カ所以上は飲食施設以外の有料観光施設を含むこと。
- (イ) 県内における参加者1名あたりの宿泊施設及び有料観光施設の利用料金の合計額が平均して20,000円（税込）以上であること。
- (ウ) 参加者が10名以上であること。

ウ ゴルフ補助要件

- (ア) 県内のゴルフ場を2カ所以上利用すること。
- (イ) 県内5エリア（日光・那須・県央・県東・県南）のうち、2エリア以上の有料観光施設（ゴルフ場を含まない。）を利用すること。なお、有料観光施設は宿泊施設と別の施設を利用することとし、1カ所以上は飲食施設以外の有料観光施設を含まなければならない。
- (ウ) 県内における参加者1名あたりの宿泊施設、有料観光施設及びゴルフ場の利用料金の合計額が平均して40,000円（税込）以上であること。
- (エ) 参加者が6名以上であること。

(3) 対象期間

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 9 (2027) 年 3 月 1 日 (月)

(4) 受付期間

令和 8 (2026) 年 7 月 1 日 (水) ~ 令和 9 (2027) 年 2 月 1 日 (月)

※受託者決定後に県と協議の上、決定する。

※令和 8 (2026) 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 8 (2026) 年 6 月 30 日 (火) に実施される
本県ツアーについては、遡及で対応する。

※旅行実施日を問わず、申請の受付は補助金交付申請書の先着順とし、期間内であつても予算がなくなり次第、受付を終了する。

(5) 補助金交付額

ア 補助金交付額は、旅行の参加者 1 名につき下表のとおりとする。ただし、1
本県ツアーにつき、同表に定める金額を補助限度額とする。

| 補助区分 | 補助要件 | 補助金交付額 | 補助限度額 |
|-------|----------------|--------------|-----------|
| 基本補助 | 2 (2) ア及びイのとおり | 5,000 円×参加者数 | 500,000 円 |
| ゴルフ補助 | 2 (2) ア及びウのとおり | 8,000 円×参加者数 | 800,000 円 |

以下の者については、補助対象外とする

(ア) 日本国籍を持つ参加者

(イ) 添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者

(ウ) 宿泊料金が掛からない参加者

イ 旅行会社 1 社あたりの補助金交付額の補助限度額は下表のとおりとする。

| 限度額を設ける区分 | 1 社あたりの 補助限度額 | 左記にかかる付帯事項 |
|--------------------|------------------|--|
| 交付申請する旅行会社 | 3,000,000 円 | |
| 本県ツアーを企画する 旅行会社 | 3,000,000 円 | 本県ツアーの手配を他社に委託 し、委託先が交付申請した場合の 補助金交付額を含むものとする。 |